

平成 2 7 年 第 1 回 臨時 会

滝 川 市 議 会 会 議 録

## 第 1 回臨時会会議録目次

	頁
第 1 日目（平成 2 7 年 5 月 7 日）	
○臨時議長紹介	3
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○仮議席の指定	3
○日程第 1 選挙第 1 号 滝川市議会議長の選挙について	3
○日程第 2 選挙第 2 号 滝川市議会副議長の選挙について	5
○日程第 3 議席の指定	7
○日程第 4 会議録署名議員指名	7
○日程第 5 会期決定	7
○市長挨拶	8
○副市長挨拶	8
○休会の件について	9
○散会宣告	9
第 6 日目（平成 2 7 年 5 月 1 2 日）	
○開議宣告	1 3
○日程第 1 議席の変更について	1 3
○日程第 2 会議録署名議員指名	1 3
○日程第 3 選任第 1 号 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について	1 3
○日程第 4 議案第 6 号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例 選任第 2 号 議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について	1 3
○日程第 5 議案第 7 号 議会改革特別委員会の設置について 選任第 3 号 議会改革特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について	1 4
○日程第 6 選挙第 3 号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について	1 4
○日程第 7 選挙第 4 号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について	1 5
○日程第 8 選挙第 5 号 滝川地区広域消防事務組合議会議員の選挙について	1 6
○日程第 9 選挙第 6 号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について	1 7
○日程第 1 0 選挙第 7 号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について	1 7
○日程第 1 1 選挙第 8 号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について	1 8
○日程第 1 2 選挙第 9 号 滝川市選挙管理委員及び補充員の選挙について	1 9

○日程第13	議案第	1号	副市長の選任について	19
○日程第14	議案第	2号	教育委員会教育長の任命について	20
○日程第15	議案第	3号	教育委員会委員の任命について	21
○日程第16	議案第	4号	固定資産評価員の選任について	22
○日程第17	議案第	5号	監査委員の選任について	22
○日程第18	報告第	1号	平成26年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しにつ いて	23
○日程第19	報告第	2号	専決処分について（平成27年度滝川市一般会計補正予算 （第1号））	25
○日程第20	報告第	3号	専決処分について（平成27年度滝川市介護保険特別会計 補正予算（第1号））	32
○日程第21	報告第	4号	専決処分について（調停の申立て等）	33
○日程第22	報告第	5号	専決処分について（滝川市税条例等の一部を改正する条例）	35
○日程第23	報告第	6号	専決処分について（滝川市介護保険条例の一部を改正する 条例）	44
○日程第24	常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について			45
○	経済部長挨拶			45
○	閉会宣告			46

平成27年第1回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成27年 5月 7日（木）

午前10時00分 開会

午前11時06分 散会

○議事日程

- 日程第 1 選挙第 1号 滝川市議会議長の選挙について  
日程第 2 選挙第 2号 滝川市議会副議長の選挙について  
日程第 3 議席の指定  
日程第 4 会議録署名議員指名  
日程第 5 会期決定

○出席議員（18名）

1番	三上裕久君	2番	堀重雄君
3番	館内孝夫君	4番	清水雅人君
5番	渡邊龍之君	6番	安樂良幸君
7番	本間保昭君	8番	田村勇君
9番	井上正雄君	10番	柴田文男君
11番	木下八重子君	12番	山本正信君
13番	小野保之君	14番	山口清悦君
15番	荒木文一君	16番	関藤龍也君
17番	水口典一君	18番	東元勝己君

○欠席議員（0名）

○説明員

市長	前田康吉君	副市長	吉井裕視君
副市長	鈴木光一君	教育長	小田真人君
監査委員	宮崎英彰君	会計管理者	若山重樹君
総務部長	山崎猛君	総務部次長	高橋一美君
市民生活部長	館敏弘君	市民生活部次長	石川雅敏君
保健福祉部長	高橋一昭君	保健福祉部次長	国嶋隆雄君
経済部長	千田史朗君	農政部長	中川啓一君
建設部長	大平正一君	建設部次長	高瀬慎二郎君
教育部長	田中嘉樹君	教育部指導参事	小野裕君
教育部次長	河野敏昭君	監査事務局長	伊藤克之君

市立病院事務部長 鈴木靖夫君  
総務課長 中島純一君

市立病院事務部次長 田湯宏昌君  
企画課長 深村栄司君

○本会議事務従事者

事務局長 菊井弘志君  
書記 平川泰之君

書記 和田英昭君  
書記 村井理君

開会 午前10時00分

◎臨時議長紹介

○事務局長 おはようございます。本日の会議の開会に先立ちまして、私からご説明申し上げます。

一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行います。本日の出席議員中、井上正雄議員が最年長の議員でありますので、ご紹介を申し上げます。

井上議員、どうぞ議長席のほうにお越しくださいますようお願いいたします。

○臨時議長 ただいま紹介をいただきました井上正雄であります。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時議長の職務を行わせていただきます。

◎開会宣告

○臨時議長 ただいまより、本日をもって招集されました平成27年第1回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○臨時議長 これより本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長 この場合、議事の進行上仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◎日程第1 選挙第1号 滝川市議会議長の選挙について

○臨時議長 日程第1、選挙第1号 滝川市議会議長の選挙についてを議題といたします。

議会事務局長から議案についての説明があります。局長、お願いします。

○事務局長 ただいま上程されました選挙第1号の議案をお開き願います。議案提出者として印刷してございます滝川市議会臨時議長の次に井上正雄とご加筆願います。

○臨時議長 選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○臨時議長 ただいまの出席議員数は18名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○臨時議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○臨時議長 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○臨時議長 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

被選挙人氏名は、前方右手に配置しております記載台で記入の上、投票願います。なお、記載台には仮議席順に被選挙人の氏名を掲示しておりますので、確認の上、被選挙人の氏名のみ記入願います。

ただいまから投票を行います。

事務局長が氏名を読み上げますので、順次投票願います。

○事務局長 それでは、議長選挙の投票順を読み上げます。

三上裕久議員、堀重雄議員、館内孝夫議員、清水雅人議員、渡邊龍之議員、安樂良幸議員、本間保昭議員、田村勇議員、柴田文男議員。

○柴田議員 代理投票願います。

○臨時議長 代理投票を許可いたします。

○事務局長 木下八重子議員、山本正信議員、小野保之議員、山口清悦議員、荒木文一議員、関藤龍也議員、水口典一議員、東元勝己議員、最後に井上正雄議員の投票になりますが、記載台で記入の上、投票してください。

(投票)

○臨時議長 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定に基づき、立会人に荒木文一議員、小野保之議員、安樂良幸議員を指名いたします。

よって、荒木議員、小野議員及び安樂議員は、開票の立ち会いをお願いいたします。

それでは、開票作業を始めてください。

(開票)

○臨時議長 それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、有効投票18票、無効投票ゼロでございます。

有効投票のうち、水口典一議員8票、山口清悦議員5票、田村勇議員2票、三上裕久議員2票、柴田文男議員1票。

この選挙の法定得票数は5票でございます。

よって、水口典一議員が滝川市議会議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長 当選されました水口典一議員には、本席よりその旨を告知いたします。

水口典一議員の議長当選承諾の挨拶をお願いいたします。

○水口議員 ただいま選挙第1号 滝川市議会議長選挙におきまして、当選の榮に浴することとなりました。水口典一と申します。数十年ぶりの議長選挙ということで、私自身も大変緊張感を持ちながらこの議場に入場させていただきました。率直に申し上げまして、青天のへきれきという、まさにそのような心境ではありますが、責任の大きさをひしひしと感じながら、ただいまは身の引き締まる思いでいっぱいであります。私にとりましては2期連続の議長ということになるわけですが、いま一度初心に戻りまして、そして皆様方からいただきました得票の重みをしっかりと持ちながら、皆様方に評価をしていただける議会運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

今統一地方選でございますが、私も予期せぬ低投票率でありました。この結果は、我々18名が心をつにして、信頼を得られる、そのような滝川市議会となっていかなければならない、そのようなことを痛切に感じさせていただいた今統一地方選挙でありました。どうか皆様方にご指導、ご鞭撻をいただきながら、この4年間、またさらにさらに前へ出る、一歩も二歩も前に進める、そのような議会づくりに励んでまいりたいというふうに考えております。そして、前田市長以下、市理事者の皆様方にもどうかご支援、ご協力をいただきながら、2期目の前田市政が飛躍できる、そのような4年にしてまいりたいというふうに考えております。まだまだ課題の多い滝川市議会ではございますが、どうか皆様方の心をつにして、そして市民の負託に応え得る、そのような議会づくりに邁進してまいる所存でございますので、皆さん方におかれましては特段のご理解、そしてご支援、ご協力、さらには叱咤激励を賜りますよう心からお願いを申し上げる次第でございます。

結びになりますけれども、私自身全身全霊を傾けて滝川市議会の運営のために頑張っておりますので、改めての皆様方のご支援、ご協力を心よりお願いを申し上げまして、議長承諾に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○臨時議長 これをもちまして臨時議長の職務が終了いたしましたので、新議長に交代いたします。

新議長に交代と副議長選挙の準備のため、15分間休憩いたしたいと思っております。再開は10時40分といたします。休憩をいたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時40分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第2 選挙第2号 滝川市議会副議長の選挙について

○議長 日程第2、選挙第2号 滝川市議会副議長の選挙についてを議題といたします。

議会事務局長から議案について説明がございます。

○事務局長 ただいま上程されました選挙第2号の議案をお開き願います。議長が決定したことに伴いまして、議案提出者として印刷してございます滝川市議会議長の次に水口典一とご加筆願います。

○議長 長 選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長 長 ただいまの出席議員数は18名であります。

これより投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長 長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長 長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

被選挙人氏名は、前方右手に配置しております記載台で記入の上、投票願います。なお、記載台には仮議席順に被選挙人の氏名を掲示しておりますので、ご確認の上、被選挙人の氏名のみを記入願います。

ただいまから投票を行います。

事務局長が氏名を読み上げますので、順次投票願います。

○事務局長 それでは、副議長選挙の投票順を読み上げます。

三上裕久議員、堀重雄議員、館内孝夫議員、清水雅人議員、渡邊龍之議員、安樂良幸議員、本間保昭議員、田村勇議員、井上正雄議員、柴田文男議員。

○柴田議員 代理投票願います。

○議長 長 代理投票を許可いたします。

○事務局長 木下八重子議員、山本正信議員、小野保之議員、山口清悦議員、荒木文一議員、関藤龍也議員、東元勝己議員、最後に水口議長の投票になりますが、記載台で記入の上、投票してください。

(投票)

○議長 長 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定に基づき、立会人に荒木文一議員、小野保之議員及び安樂良幸議

員を指名いたします。

よって、荒木議員、小野議員及び安樂議員には、開票の立ち会いをお願いいたします。  
それでは、開票作業を始めてください。

(開 票)

○議 長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、有効投票 18 票、無効投票ゼロ票であります。

有効投票のうち、山口議員 11 票、田村議員 5 票、三上議員 2 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 5 票であります。

よって、山口議員が滝川市議会副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議 長 当選されました山口議員には、本席よりその旨を告知いたします。

山口議員の副議長当選承諾の挨拶をお願いいたします。

○山口議員 副議長という重責を担わせていただくことになりました。議長を補佐をして、議会の活性化を図っていききたいというふうに思っております。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

#### ◎日程第 3 議席の指定

○議 長 日程第 3、議席の指定を行います。

議席は、滝川市議会会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。

議席配置図を配付させます。

(議席配置図配付)

○議 長 議会事務局長から説明がございます。

○事務局長 ただいま配付されました議席の指定をごらんください。

議長が決定したことに伴いまして、議案提出者として印刷してございます滝川市議会議長の次に水口典一とご加筆願います。

○議 長 議席の番号及び氏名は、ただいま配付いたしましたとおりの内容で指定いたしました。  
氏名標をお立て願います。

#### ◎日程第 4 会議録署名議員指名

○議 長 日程第 4、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において三上議員、堀議員を指名いたします。

#### ◎日程第 5 会期決定

○議 長 日程第 5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日から5月12日までの6日間といたしたいと思  
います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は6日間と決定いたしました。

#### ◎市長挨拶

○議 長 この場合、市長から発言の申し出がございますので、これを許したいと思  
います。市  
長。

○市 長 それでは、お許しをいただきまして、一言ご挨拶申し上げたいと思  
います。

ただいま選挙におきまして新議長、そして副議長が決定されたわけがございます。このたび統一  
地方選挙で当選された市議会議員の皆様方の新しい議会がこれで構成されたわけござ  
います。二元代表制のそれぞれの市政の両輪として私ども理事者、そして市議会議員の  
皆様方とともに、大変課題の多い厳しいこの現状でございますけれども、地方創生  
に向けて一致団結し、心一つにしてぜひとも立ち向かって進めていかなければ  
ならない、そのように強く思う次第でございます。

今後とも市議会議員各位の皆様方の心からのご協力をお願い申し上げますと  
ともに、ますますご発展される市議会となりますことを心からご期待申し上げ  
まして、簡単ではございますけれども、私からのご挨拶とします。今後ともこの  
4年間どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長 4月1日付の人事異動による派遣職員の紹介がありますので、こ  
こで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時01分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### ◎副市長挨拶

○議 長 ここで、5月9日で任期満了となります吉井副市長から任期満了に伴  
うご挨拶がございますので、これをお受けいたしたいと思  
います。

○吉井副市長 退任に当たり、議長のお許しをいただきまして、お取り計  
らいに感謝を申し上げながらご挨拶を申し上げます。

平成23年4月、前田市長から副市長選任の栄をいただき、翌5月の臨時議  
会におきまして議会の同意を賜りまして、それから4年間、議長、副議長を初め、  
議員の皆様から数多くのご指導をいただき、職務を全うすることができました  
ことに深く感謝申し上げ、心から厚くお礼申し上げます。選任当時の私の  
心境といたしましては、任期途中で体調を崩された荒木助役さんや深村助  
役さん、そして前任の末松副市長さんなど、多くの先輩の姿を拝見する中  
で、その激務やのしかかるであろう

う重圧に自分の心、技量、体が追いついていくのだろうかと不安だらけのスタートでございました。今4年の任期を終え、その心境を素直に申し上げるとすれば、本当に長い4年間でございました。よくここまでたどり着けたというのが実感でございます。重ねて議員の皆様には感謝とお礼を申し上げます次第でございます。前田市長のこの4年間は、掲げた公約の実現、大きな懸案の解決、新たな広域行政の推進、一つ一つ具体的には申し上げませんが、議員の皆様の絶大なるご協力のもとで大きな成果があったと思っております。そのような中で、先般市民の皆さんの大きな支持と大きな期待の中で前田市長2期目の船出をしっかりと迎えることができました。私は、今この節目において一つの自分の役割が終わったものと思っております。市長とはいつも折に触れいろんな話をさせていただいておりますが、今回も素直に率直に正直に自分の気持ちをお伝えする中で、退任させていただく運びとなりました。今私は、晴れ晴れとした心からの安堵の気持ちでいっぱいでございます。あすから36年間の市役所勤務を離れ、新たな仕事、新たな生活がスタートいたしますが、少しだけ肩の荷をおろさせていただきながら、引き続き滝川市政の発展に協力してまいりたいと思っております。

結びになりますが、本年は滝川市にとって地方創生総合戦略の策定という大切な年であります。議員の皆様の温かいご理解とご協力の中で着実に推進されますことを祈念申し上げ、議員の皆様がどうかご健勝で、滝川市の発展のため、そして市民の幸せのためにますますご活躍されることを心から祈念し、退任の挨拶とさせていただきます。お世話になりました。ありがとうございました。

#### ◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、5月8日から5月11日までの4日間休会いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、5月8日から5月11日までの4日間休会することに決しました。

#### ◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時06分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会臨時議長

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成27年第1回滝川市議会臨時会（第6日目）

平成27年 5月12日（火）

午前10時00分 開 議

午後 1時40分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 議席の変更について
- 日程第 2 会議録署名議員指名
- 日程第 3 選任第 1号 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 4 議案第 6号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例  
選任第 2号 議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 5 議案第 7号 議会改革特別委員会の設置について  
選任第 3号 議会改革特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 6 選挙第 3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 日程第 7 選挙第 4号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について
- 日程第 8 選挙第 5号 滝川地区広域消防事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 9 選挙第 6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第10 選挙第 7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について
- 日程第11 選挙第 8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
- 日程第12 選挙第 9号 滝川市選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第13 議案第 1号 副市長の選任について
- 日程第14 議案第 2号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第15 議案第 3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第 4号 固定資産評価員の選任について
- 日程第17 議案第 5号 監査委員の選任について
- 日程第18 報告第 1号 平成26年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて
- 日程第19 報告第 2号 専決処分について（平成27年度滝川市一般会計補正予算（第1号））
- 日程第20 報告第 3号 専決処分について（平成27年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号））
- 日程第21 報告第 4号 専決処分について（調停の申立て等）
- 日程第22 報告第 5号 専決処分について（滝川市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第23 報告第 6号 専決処分について（滝川市介護保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第24 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員 (18名)

1番	三上裕久君	2番	堀重雄君
3番	館内孝夫君	4番	清水雅人君
5番	山本正信君	6番	安樂良幸君
7番	本間保昭君	8番	田村勇君
9番	井上正雄君	10番	水口典一君
11番	小野保之君	12番	渡邊龍之君
13番	木下八重子君	14番	山口清悦君
15番	柴田文男君	16番	荒木文一君
17番	関藤龍也君	18番	東元勝己君

○欠席議員 (0名)

○説明員

市長	前田康吉君	副市長	鈴木光一君
教育委員会委員長	若松重義君	教育長	小田真人君
監査委員	宮崎英彰君	会計管理者	若山重樹君
総務部長	山崎猛君	総務部次長	高橋一美君
市民生活部長	館敏弘君	市民生活部次長	石川雅敏君
保健福祉部長	高橋一昭君	保健福祉部次長	国嶋隆雄君
経済部長	千田史朗君	農政部長	中川啓一君
建設部長	大平正一君	建設部次長	高瀬慎二郎君
教育部長	田中嘉樹君	教育部指導参事	小野裕君
教育部次長	河野敏昭君	監査事務局長	伊藤克之君
市立病院事務部長	鈴木靖夫君	市立病院事務部次長	田湯宏昌君
総務課長	中島純一君		

○本会議事務従事者

事務局長	菊井弘志君	書記	和田英昭君
書記	平川泰之君	書記	村井理君

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員数は、18名であります。  
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議席の変更について

- 議長 長 日程第1、議席の変更についてを議題といたします。  
議長選挙に伴い、滝川市議会会議規則第3条第3項の規定に基づき、議席の一部を変更いたしたいと思っております。  
お諮りいたします。変更する議席の番号及び氏名はお手元に配付されております議席配置図のとおりとすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長 長 異議なしと認めます。  
よって、議席配置図のとおり議席の一部を変更することに決しました。  
議席が変更になりました議員は、氏名標をお立てください。

◎日程第2 会議録署名議員指名

- 議長 長 日程第2、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、議長において三上議員、堀議員を指名いたします。

◎日程第3 選任第1号 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

- 議長 長 日程第3、選任第1号 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。  
提案の内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長 長 異議なしと認めます。  
よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。  
本案のとおり選任することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長 長 異議なしと認めます。  
よって、本案のとおり選任することに決しました。

◎日程第4 議案第6号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例

選任第2号 議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議 長 日程第4、議案第6号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例、選任第2号 議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを一括議題といたします。

提案の内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号及び選任第2号の2件はいずれも可決されました。

◎日程第5 議案第7号 議会改革特別委員会の設置について  
選任第3号 議会改革特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議 長 日程第5、議案第7号 議会改革特別委員会の設置について、選任第3号 議会改革特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを一括議題といたします。

提案の内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号及び選任第3号の2件はいずれも可決されました。

ここで、各常任委員会並びに議会運営委員会が所管する閉会中継続調査項目を協議するため、それぞれの委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。再開の時刻につきましては、放送にてお知らせをいたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時27分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第6 選挙第3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について

○議長 日程第6、選挙第3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本市議会議員の改選に伴い、欠員が生じたため、中空知広域市町村圏組合規約第5条第2項の規定に基づき、1名の組合議員の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

中空知広域市町村圏組合議会議員に山口清悦議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました山口清悦議員を中空知広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山口清悦議員が中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

当選されました山口清悦議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第7 選挙第4号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について

○議長 長 日程第7、選挙第4号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本市議会議員の改選に伴い、欠員が生じたため、中空知衛生施設組合規約第5条第2項の規定に基づき、4名の組合議員の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

中空知衛生施設組合議会議員に、堀重雄議員、井上正雄議員、木下八重子議員並びに東元勝己議員の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名の議員を中空知衛生施設組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました堀重雄議員、井上正雄議員、木下八重子議員並びに東元勝己議員が中空知衛生施設組合議会議員に当選されました。

当選されました各議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第8 選挙第5号 滝川地区広域消防事務組合議会議員の選挙について

○議 長 日程第8、選挙第5号 滝川地区広域消防事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本市議会議員の改選に伴い、欠員が生じたため、滝川地区広域消防事務組合同規約第5条第1項の規定に基づき、3名の組合議員の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

滝川地区広域消防事務組合議会議員に、三上裕久議員、本間保昭議員並びに荒木文一議員の3名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました3名の議員を滝川地区広域消防事務組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました三上裕久議員、本間保昭議員並びに荒木文一議員が滝川地区広域消防事務組合議会議員に当選されました。

当選されました各議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第9 選挙第6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について

○議長 日程第9、選挙第6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙についてを議題といたします。

本市議会議員の改選に伴い、欠員が生じたため、中空知広域水道企業団規約第5条第1項の規定に基づき、5名の企業団議員の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

中空知広域水道企業団議会議員に、清水雅人議員、山本正信議員、田村勇議員、小野保之議員並びに柴田文男議員の5名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました5名の議員を中空知広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました清水雅人議員、山本正信議員、田村勇議員、小野保之議員並びに柴田文男議員が中空知広域水道企業団議会議員に当選されました。

当選されました各議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第10 選挙第7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について

○議長 長 日程第10、選挙第7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本市議会議員の改選に伴い、欠員が生じたため、石狩川流域下水道組合規約第5条第2項の規定に基づき、2名の組合議員の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

石狩川流域下水道組合議会議員に、木下八重子議員並びに東元勝己議員の2名を指名いたします。お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました2名の議員を石狩川流域下水道組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました木下八重子議員並びに東元勝己議員が石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました。

当選されました各議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第11 選挙第8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について

○議長 長 日程第11、選挙第8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本市議会議員の改選に伴い、欠員が生じたため、中・北空知廃棄物処理広域連合規約第8条第1項の規定に基づき、3名の広域連合議会議員の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に、私水口典一、安楽良幸議員並びに渡邊龍之議員の3名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました3名の議員を中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました私水口典一、安楽良幸議員並びに渡邊龍之議員が中・北空知

廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

当選されました各議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第12 選挙第9号 滝川市選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長 日程第12、選挙第9号 滝川市選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

本市選挙管理委員4名並びに補充員2名がそれぞれ平成27年5月11日で任期満了となるため、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、選挙管理委員、補充員ともに地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

先に、滝川市選挙管理委員4名の指名を行います。滝川市選挙管理委員に、藤本清正氏、太刀川令子氏、山本佳子氏並びに丹羽修身氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました各氏を滝川市選挙管理委員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました藤本清正氏、太刀川令子氏、山本佳子氏並びに丹羽修身氏が滝川市選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員4名の指名を行います。補充員は、補充の順位別に、第1順位に山木昇氏、第2順位に田中良吉氏、第3順位に高谷富士雄氏、第4順位に石山裕子氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました各氏をその順位のとおり補充員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、補充員は第1順位に山木昇氏、第2順位に田中良吉氏、第3順位に高谷富士雄氏、第4順位に石山裕子氏が当選されました。

◎日程第13 議案第1号 副市長の選任について

○議長 日程第13、議案第1号 副市長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました議案第1号 副市長の選任について提案理由の説明をさせていただきます。

滝川市副市長、吉井裕視氏が平成27年5月9日付で任期が満了となりました。このため、後任として現経済部長の千田史朗氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、参考資料としてお手元に配付させていただいております。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

#### ◎日程第14 議案第2号 教育委員会教育長の任命について

○議長 日程第14、議案第2号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました議案第2号 教育委員会教育長の任命について提案理由の説明をさせていただきます。

教育委員会教育長、小田真人氏が平成27年6月26日付で任期が満了となります。このため、後任として現総務部長の山崎猛氏を任命いたしたく、平成27年4月1日付、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、市長が議会の同意を得て任命することとされたため、本議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、参考資料としてお手元に配付させていただいております。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

#### ◎日程第15 議案第3号 教育委員会委員の任命について

○議 長 日程第15、議案第3号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました議案第3号 教育委員会委員の任命について提案理由の説明をさせていただきます。

若松重義氏及び小田真人氏が平成27年6月26日付で任期が満了となります。このため、後任として田代雄一氏を任命いたしたく、平成27年4月1日付、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会は改正前は教育長を含む5人の委員をもって組織されておりましたが、改正後は教育長及び4人の委員をもって組織することとされたため、本議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、参考資料としてお手元に配付させていただいております。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第16 議案第4号 固定資産評価員の選任について

○議 長 日程第16、議案第4号 固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました議案第4号 固定資産評価員の選任について提案理由の説明をさせていただきます。

滝川市固定資産評価員、吉井裕視氏が辞任されたことから、その後任として千田史朗氏を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、参考資料としてお手元に配付させていただいております。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第17 議案第5号 監査委員の選任について

○議 長 日程第17、議案第5号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました議案第5号 監査委員の選任について提案理由の説明をさせていただきます。

滝川市監査委員のうち、議員のうちから選任する監査委員であられた三上裕久氏が平成27年4月29日付で任期が満了となりました。このため、後任として田村勇議員を選任いたしたく、地方

自治法第196条第1項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、参考資料としてお手元に配付させていただいております。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

この場合、地方自治法第117条の規定により田村議員は除斥の対象となりますが、あらかじめ退席をされておりますので、このまま会議を続行いたします。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

(田村議員入場)

◎日程第18 報告第1号 平成26年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議 長 日程第18、報告第1号 平成26年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。総務部次長。

○総務部次長 ただいま上程されました報告第1号 平成26年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてご説明いたします。

平成26年度滝川市一般会計補正予算(第7号)において、国の地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策の各施策に呼応して実施いたします13の事業について、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として議決いただいたところでございます。この翌年度に繰り越す13事業に係る繰り越し計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により次のとおり報告するものでございます。

2款1項、プレミアム商品券発行事業、翌年度繰越額8,000万円、これに係る財源内訳でありますが、未収入の特定財源として国庫支出金が6,000万円、道支出金が2,000万円でございます。

2款1項、生活支援商品券交付事業、翌年度繰越額4,209万1,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が3,906万1,000円で、一般財源が303万円でございます。

2款1項、地方版総合戦略策定事業、翌年度繰越額1,000万円でございます。これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が500万円、一般財源が500万円でございます。

2款1項、公式ホームページ更新事業、翌年度繰越額250万円でございます。これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が250万円でございます。

2款1項、ICT利活用高度化事業、翌年度繰越額686万9,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が686万9,000円でございます。

2款1項、國學院大學北海道短期大学部連携事業、翌年度繰越額150万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が150万円でございます。

次のページをお開きください。3款2項、未就学児医療費助成事業、翌年度繰越額1,708万9,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が1,594万8,000円、一般財源が114万1,000円でございます。

4款1項、妊婦健康診査支援事業、翌年度繰越額2,380万4,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が1,802万2,000円で、一般財源が578万2,000円でございます。

4款1項、不妊治療支援事業、翌年度繰越額200万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が150万円、一般財源が50万円でございます。

7款1項、中心市街地賑わい創出支援事業、翌年度繰越額350万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が350万円でございます。

7款1項、物産振興事業、翌年度繰越額100万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が100万円でございます。

7款1項、産業創出促進助成事業、翌年度繰越額が1,000万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が800万円、一般財源が200万円でございます。

10款2項、滝川第三小学校改築事業、翌年度繰越額が1億1,831万6,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が6,453万5,000円、地方債5,370万円、一般財源が8万1,000円でございます。

以上で報告第1号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第19 報告第2号 専決処分について（平成27年度滝川市一般会計補正予算（第1号））

○議長 日程第19、報告第2号 専決処分について（平成27年度滝川市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第2号 専決処分についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したことにより、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めたいとするものであります。

専決事項は、平成27年度滝川市一般会計補正予算（第1号）でございます。

この後、報告第3号、介護保険特別会計補正予算及び報告第6号、滝川市介護保険条例の一部を改正する条例にてご説明申し上げますが、国の予算が4月9日に成立し、低所得者の第1号介護保険料の軽減強化が実施されることから、早急に予算の補正を要することになったものでございます。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ985万1,000円を増額し、予算の総額を197億7,885万1,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額及び補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ、3ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

専決処分年月日は、4月10日でございます。

補正の内容につきましては、事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。4款1項5目他会計繰出金、補正額985万1,000円の増額でございます。低所得者の第1号介護保険料の軽減強化に伴い、介護保険特別会計の繰出金を増額したいとするもので、歳出合計で985万1,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。15款国庫支出金、1項2目衛生費負担金492万5,000円の増額、16款道支出金、1項2目衛生費負担金246万2,000円の増額は、いずれも歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金246万4,000円の増額につきましては、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

以上、歳入合計で985万1,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げます報告第2号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。館内議員。

○館内議員 日本共産党の館内孝夫と申します。初めて質疑いたしますので、ぜひともお手やわらかにお願いいたします。

私は、報告第2号 専決処分について（平成27年度滝川市一般会計補正予算（第1号））について質疑したいと思います。まず、条例改正について今まで、専決するか、それとも臨時議会を開くかについてこれまでどのような基準で決められているのでしょうか。

○議長 長 館内議員、質疑は1件ということでよろしいですね。

○館内議員 2つあります。続けてよろしいですか。

○議長 長 続けて、質疑はまとめてしていただいて、まとめて答弁をいただきますので、お願いいたします。

○館内議員 今申しましたのは、まず1点目。

次、2点目です。専決処分をすることは、一般の市民が見るならば事後報告のように感じられると思います。市民が事後報告という形でこの情報を聞いたときに、その市民感情をどのように受けとめられるかということを質疑したいと思います。

以上です。

○議長 長 それでは、館内議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ご質疑に答弁させていただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては介護保険絡みということで、その内容ということでしたら所管部長が答弁するところでございますが、今のご質疑でいきますと専決処分そのものについてということで、一般的な市の取り扱いについて私のほうから答弁させていただきたいと思います。まず、1点目の基準についてでございますが、市として独自の基準はございません。先ほど補正予算の説明の中に地方自治法第179条という説明をさせていただいたところですが、あくまでも法令である地方自治法に基づいたものが前提になっております。それを受けまして、基本的には専決ではなく事前に議会にかけるということが基本と捉えつつも、やむをないと判断された場合については法に定められた中で専決処分という判断をさせていただいております。無論議会にもご意見をいただきながらということで、議会を無視して市が勝手に判断するということではないというふうに認識しております。

また、さらに事後報告ということで市民感情はどうなのかということでございますが、今ほど触れましたように、事後報告が望ましいというふうには思っておりませんで、やむを得ないものについては法にのっとった中で専決処分をすると、市民にご理解いただくためにも法に沿った形で議会にも報告をさせていただいているということでございますので、市民の皆様においてもご理解をいただいているというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 館内議員、再質疑ございますか。再質疑ある場合、挙手をお願いいたします。終わりでよろしいですか。

(何事か言う声あり)

○議長 長 館内議員。

○館内議員 今第179条について言われましたけれども、第179条を詳しく教えていただきたいと思います。

(何事か言う声あり)

○館内議員 私初めてなものですから、ちょっと失礼いたしますけれども、第179条を読ませていただきますが、第179条の1、普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし

書きの場合においてなお議会を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、または議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長はその議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事または副市町村長の選任の同意についてはこの限りではないと書いてありますが、どれに当たりますか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 私の先ほど報告の説明に触れましたとおり第179条第1項、その中のどの部分によるものかというお話でございました。第1項の中には、先ほどご質疑にありましたように幾つかのものが記載してございます。今回については、それぞれの案件によってそれぞれの内容によって議会にご意見を求めるわけですけれども、今回については時間的余裕がないということの中で相談させていただいた結果、専決に及んだということでございます。なお、補足ですが、先ほど市民感情の面でもございましたが、そういうさまざまな問題があるのではないかとということで、平成22年から国のほうでも専門会議で専決についてどうあるべきかということをし合われてきて、そして今新たに自治法の改正に至ったというふうにも理解しております。その新たな自治法、さらには来春にもどういう内容の施行になるかはちょっと私まだ承知はしていませんけれども、そういったことも踏まえての改正といいますか、施行になるだろうというふうに理解しています。さまざまな問題点を整理しつつ、国もそのように話し合い、そしてそれに基づいた法に地方が従うということの中で適正な対応がなされているというふうに私は理解しておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

○議 長 答弁が終わりました。館内議員。

○館内議員 時間がないということをおっしゃっていましたが、空知管内を見る限りにおいては、芦別、また上砂川、奈井江町に関しては議会を開いて話をされているということを知っております。この点に関して……

(「何を言いたい、具体的に言わないとだめだ」と言う声あり)

(「新人議員だもの」と言う声あり)

○館内議員 何分新人なもので、失礼しております。この点に関して、芦別市、上砂川市、奈井江町では4月の議会での件に関して討議をなされているという話を聞いております。滝川で事後報告という、専決処分という形はいかなものかなと思ひ、今回質疑させていただいた次第でございます。この点に関して、また市民の感情に配慮した議会運営をして、そういう市政を運営していただきたいと思っておりますので、その点発言をいたしまして、私の発言といたします。ありがとうございます。

(何事か言う声あり)

○館内議員 いかがでしょうか。

○議 長 答弁をお願いします。総務部長。

○総務部長 先ほど申し上げましたように、臨時議会を開いてでも議会に諮るのが私どもとしては基本だとは考えております。ただ、それが難しいと判断されて、法にのっとった中で議会のご意見

も聞きながらこのような対応をさせていただきました。それぞれの事案についてということであれば、それぞれの所管部長に答弁してもらうこととなりますが、我々はどの所管も、総務部も含めて必要であればというよりも、なるべく議会に諮りたいということは考えている中での最終的な判断ということでご理解いただきたい。なおかつ、芦別ほか、ほかのまちがどうこうというのは、ほかのまちのどういう議会日程でどういうふうに進めるのか、その辺は私は存じ上げていないので、ほかのまちがどうということはこの場では申し上げることはできませんが、私どもの考え方としては先ほどから申し上げているとおりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 　ただいまの館内議員の質疑の発言の中に上砂川市というご発言がございました。こちらは、議事録のほうを上砂川町ということで訂正をさせていただきます。

ほかに質疑ありますか。清水議員。

○清水議員 　日本共産党の清水雅人です。今館内議員が質疑をいたしました報告第2号について、今の質疑、答弁を受けて質疑を行いたいと思います。

まず、この専決処分の年月日は平成27年4月10日です。芦別市議会は、大体この日あたりに臨時議会をやっています。それで、これは学陽書房の詳説、地方自治法という、大体そういったような名前の文献で、議会事務局もこれを最も重要な指針あるいは参考資料の一つとして活用しているものです。ここで、今ご答弁では時間的余裕がないということ、理由として具体的に述べられたのは時間的余裕がないということだったと思います。それで、第179条には時間については第179条の1でこのように書かれております。普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、これについてこの詳説ではどのように言っているかということ、これは絶対に議会の議決または決定を得ることが不可能な場合ではないが、つまり議会は招集できると、招集したら議員は集まって議会は成立する場合だけでも、当該事件が特に緊急を要し、議会を招集してその議決を経ている間にその時期を失するような場合であると。議会の招集は原則として開会の前日、市にあっては7日までに告示しなければならないが、緊急を要するときは必ずしもこの告示期間を置くことを要しないと。しかし、いかなる場合においても少なくとも全ての議員が開会までに参集し得る時間的余裕を置いて告示しなければならないのものであると、そうした時間的余裕を置いたのでは時期を失うことが明らかであると認められるときである。さらに、その認定は長が行うと、いわゆる自由裁量ではなく、長の認定には客観性がなければならない。これは、行政実例、昭和26年ということになっております。これはこのまま、先ほどの22年の地方自治法の改正にもそのまま生きてきているわけです。

それで、まず1回目の質疑としては、このように時間的余裕については最少は前日の開会でもいいということまで地方自治法の解釈としては言っているわけです。私のメモを見たところ、4月8日に議会広報の編集委員会をやっています。私及び当時の窪之内委員長、そして渡邊龍之議員、3名が出席しています。ですから、当時議事を招集すれば集まれる条件は十分あったと思いますが、市長にそういった時間的余裕がないという状況が具体的にどういうふうにあったのでしょうか。

○議長 　長 　清水議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 今個別に専決日をもって云々というお話、私は一般的な専決の答弁ということでお話しさせていただいてきております。この補正予算というものについては時間的云々ということは答弁させていただきましたが、なおかつ前日でも可能、それは前日でも可能だとは思いますが、ただ、それをもって市長がやるというふうに判断できるかという、なかなか現実的には難しいのではないかなど。なおかつ、後からさかのぼれば、その日はできたのではないかという日はあるのかもしれませんが、これだけの数の議員の皆さんに急に招集をかけることが本当に可能なのかどうか、そういったことを客観的に判断するためにも、議会のほうにもご相談をさせていただきながら、この案件については専決という結論に至ったわけですので、何回もお話ししていますように、決して議会を避けて専決という考え方によるものではございませんので、まして市長の個人の日程の都合によってということでは決してございませんので、その辺はご理解いただければというふうに思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 この質疑をする契機になったのは、実は今回後で出てくる報告第5号で市民負担増になるものが入っていたのです。私は16年間議員をやってまいりましたが、市民負担増になるような議案の専決は恐らく私は経験ないのです。ですから、非常に目がとまったと。そこで、よくよく調べたらこういったことで、専決そのものには基本的に時間的余裕がないことぐらいしか該当しないのです。ところが、よくよく調べると、時間的余裕というのも実態としてはあり得ないというようなことをこの詳説でも言っていますし、他の文献でも言っています。ですから、ほとんどこれは理由がないのです。では、どうして専決がたくさん行われてきたかという、調停等については法第180条に基づき、議会の議決に基づき限定したものは専決するというところで議決されているので、これはいいのです。今回の議案書でいえば報告第4号については、これは法第180条で専決していいという中身をしているのです。それ以外については、長と議会が第179条の理解について不十分な状態がどこかの時点から始まってしまったのではないかと。そういう点で、もう一度第179条の精神に立ち返って、専決についての長の姿勢を検討する。検討ではだめですね、考え直すお考えについて伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 先ほど来申し上げていますように、今後さらにさまざまな細かい部分含めていろんな検討材料があれば加えていきますけれども、姿勢としては議会を避けているわけではなくて、議会で了解をいただくというのを市としては基本に据え続けてまいりたいというふうに思っています。決して鹿児島県の某市、名前は言いませんけれども、そういったところと違って、滝川市においては市側と議会側は非常にいい信頼関係にあるというふうに思っていますし、なおかつ自治法の改正によって、否決された場合に承認されなかった場合というのにも言及された法律にもなっていますし、私どもとしては真摯に適正にそういった面を進めていきたいという姿勢は変わらないです。それは今までもそうですし、疑義があるというふうに議員さんの意見として伺うことはできますし、その辺についても今後誤解のないような決め方はしていきたいと思いますが、議会を避けるという姿勢ではございませんので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○議 長 先ほどの清水議員の再質疑の中で、議会側の連携の部分という発言に触れながら市としての考えを変える考えはないのかというような質疑であったというふうに思いますが、議会側の連携の部分を変えていく部分に関してはこの場ではなじまないというふうに考えますので、その点を踏まえていただいて質疑をしていただきたいと思います。清水議員。

○清水議員 ただいまの答弁の中で、議会を避けるわけではないということを再三言われました。議会を避けるということは一体どういうことなのか、つまり議会……

(「揚げ足取りだ」と言う声あり)

○清水議員 つまり議会を開かないと……

(「揚げ足とるんじゃない」と言う声あり)

○清水議員 要するに、ということ以外の何物でもないのです。少なくとも議会を開かないわけではないというのは、それは当たり前の話で、議会は開かなければならないとなっているわけです。そして、開かなければならないのだけれども、例外として第179条で4つの場合を指定しているのです。ですから、この4つの場合以外に開かないということになると結果的に議会を避けたということに客観的になるのです。私はそういうふうに思う。それで、今の答弁は、今回の専決した時間的な余裕がないというものが私は、先ほど学陽書房の専門書によってはそういったことはあり得ないと言われている。なおかつ、先ほどの答弁で市長の都合は特別時間的な余裕がないというような事態はなかったのだということを示すような答弁されましたよね。確認として、市長にはちゃんと時間的な余裕があったのかどうかということを確認します。

それと、告示期間が7日なのか1日なのか、私は例として1日前でもできるのですよと言ったのは、それは最大限時間的な余裕がないときでもできる。だけれども、今回の場合でいえば、芦別どとかほかは7日前に告示していますから、ですから恐らく第179条の例外規定にはそういう角度からいっても今回の専決は該当しないのです。そういうことが第179条に本当に今回ののが該当するということかどうか確認をいたします。もう一度確認します。

そして、3つ目は、これを改めることについての姿勢を聞きました。今のご答弁では、改めることについての姿勢は私は感じ取ることができなかったのです。つまり答弁の中で、九州のある自治体の事例を示されて、首長と議会が良好な関係にあるような、まるで第179条に該当しなくても議会と良好な関係であれば専決してもいいのだというような例えに使われたのかどうかわかりませんが、少なくとも改めていくというふうには聞くことはできない。そういう答弁だったと思いますので、もう一度これについて改善をする考え方があるのか、ないのか、改善ではちょっとあれです。第179条をもう一回立ち返って、専決処分について考え直す姿勢があるのかどうかについて伺います。

3つ聞きました。

○議 長 総務部長。

○総務部長 どうも私の話は日本語になっていないようで、全然理解されていないようにも思うわけですが、市長の云々については、それを理由に専決にしたのかというお話のように受けとめさせていただいたので、そうではないという意味でお話ししましたし、議会との良好な関係とい

う部分については、それだから専決をしてもいいという趣旨で話したつもりは毛頭ございません。議会を避けるという文言についても、私の言った言葉が不適正というなら謝罪させていただきますが、避けるという意味は、私どもとしても議会に臨時議会であっても開いて提案したいところだけでも、専決に至ると、それも相談させていただきながらそこに至ったということは先ほど来申し上げているとおりです。私どもとしては、臨時議会にかけたいというのが一貫した姿勢ですので、臨時であれ定例であれ、そこはご理解いただいているというふうに思っていたのですけれども、改めて申し述べさせていただきます。

以上です。

○議長 長 3回の質疑が終わりましたので。

ただいまの清水議員の質疑の中で、清水議員の発言の中に過去にこのような専決処分はないというようなご発言がありましたが、平成23年の4月にも同様の専決処分があったことを申し添えておきます。

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。私は、日本共産党を代表いたしまして、報告第2号 専決処分について（平成27年度滝川市一般会計補正予算（第1号））を不承認の立場で討論いたします。

まず、この専決処分については、地方自治法第179条第1項の中の緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときという自治法の規定があるにもかかわらず、ただいまの答弁では時間的余裕がないということを理由としながら、長については個別に時間的余裕がないということについてあったのかということについて2回質疑をいたしました。これについては具体的な答弁はありませんでした。答弁の雰囲気からも、時間的余裕はあったということが察せられる答弁でした。そういう点で、今回の専決処分は地方自治法第179条の専決処分ができるときに該当しない理由で専決処分をされたということで、本来開かれるべき臨時議会を開催せずに専決したということは大問題だというふうに思います。

一方、私も16年間議員をやってまいりました。では、これまでの専決について振り返ればどうだったのかと、平成23年度にこれで言うと報告第5号と同じように国保税の上限を引き上げる専決処分が行われていたと、それについてはそのときの質疑では私はこういった立場で質疑はしていません。何か議会と首長の慣例で専決処分をしているのだということ、私はそういう認識でいたのですが、そこを突き詰めなかったと。突き詰めるとこういったことがあったということで、私も一議員として反省をしたいと思います。今回首長ばかりを責めるわけにはいかない。聞くところによりますと、専決にするかどうかについて議長、副議長に打診があったと、議長、副議長との話し合いの中で専決でもいいのではないかとということがあったので、これは首長に全ての責任があるというものでもないことも実態です。つまり首長及び議会、両側に責任があると、そういう点で今後

については議会も含めて専決処分のあり方について十分な見直しが必要であることを申し述べまして、私の討論といたします。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 会派清新の柴田でございます。ただいまの専決処分について承認する立場で賛成の討論を行います。

清水議員のご発言には大変びっくりいたしまして、専決処分の問題については、現在滝川市の議会としては4回の定例会を開催していると、この議会を通年制議会にすれば、これは毎日市議会議員がこの庁舎に常駐して、そして何かがあれば即座に行政当局が議案を提出すれば済む話であります。しかしながら、実態としてそれができないという状況にあつて、年4回の定例会、そして必要に応じて臨時議会を開いているということでありまして、これは決して一方的に当局、理事者に責任を持たせる案件ではないとはっきりここで申し上げておきたいと思ひます。

よつて、本案については私としては承認の賛成の討論としたいと考えております。

○議長 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより報告第2号を起立により採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よつて、報告第2号は承認することに決しました。

◎日程第20 報告第3号 専決処分について(平成27年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第1号))

○議長 長 日程第20、報告第3号 専決処分について(平成27年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第1号))を議題といたします。

説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました報告第3号 専決処分についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらるるものでございます。

専決事項は、平成27年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第1号)でございます。

補正予算の概要につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行により平成27年4月から公費を投入して低所得者の第1号介護保険料の軽減強化を行うこととされたことに伴い、後ほどご説明申し上げます介護保険条例の一部を改正する条例に基づき、保険事業勘定の歳入の第1号被保険者介護保険料を減額し、その減額する分について一般会計繰入金を増額する財源振りかえを行うものでございます。

1ページをごらんください。保険事業勘定の歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金

額並びに補正後の同勘定の歳入予算の金額は、第1表、歳入予算補正によるところでございます。

専決処分年月日は、4月10日であります。

2ページは、第1表、歳入予算補正ですので、お目通しをお願いいたします。

補正の内容につきましては事項別明細書によりご説明申し上げますので、4ページ、5ページをお開き願います。1款1項1目第1号被保険者介護保険料、補正額985万1,000円の減額につきましては、政令の施行により介護保険法施行令第38条第1項第1号に該当する方の介護保険料を減額することによる減額分でございます。

6款1項1目一般会計繰入金、補正額985万1,000円の増額につきましては、介護保険料の減額分を一般会計から繰り入れ、財源の確保を図りたいとするものでございます。財源振りかえによる補正でありますことから、歳入合計には変更はございません。

以上を申し上げまして報告第3号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表して、報告第3号 専決処分について（平成27年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号））を不承認の立場で討論いたします。

不承認の理由は、先ほどの報告第2号と同じですので、省略いたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより報告第3号を起立により採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、報告第3号は承認することに決しました。

◎日程第21 報告第4号 専決処分について（調停の申立て等）

○議 長 日程第21、報告第4号 専決処分について（調停の申立て等）を議題といたします。説明を求めます。建設部次長。

○建設部次長 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を申し上げます。

専決事項は、市営住宅及び駐車場の明け渡し並びに滞納家賃及び駐車場使用料の支払いの請求に

関する調停の申し立て等でございます。相手方は、記載のとおりとなっております。申し立ての趣旨でございますが、相手方が市営住宅の家賃及び駐車場使用料を滞納していることから、再三にわたりその支払いの催促を行いましたが、履行されなかったため、当該市営住宅及び駐車場の明け渡し並びに滞納家賃及び駐車場使用料の支払い請求の申し立て等をするものでございます。追行の方針でございますが、1といたしまして、調停において目的を達することができないときは、裁判所に市営住宅及び駐車場の明け渡し並びに滞納家賃及び駐車場使用料の支払いの請求に関する訴えを提起するものでございます。2といたしまして、調停において必要があるときは適当と認められる条件で和解に応じますが、和解がされてもその内容が実行されないときは裁判所へ訴えを提起することとしております。専決処分年月日は、平成27年3月27日でございます。

以上をもちまして説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第4号は、報告済みといたします。

(何事か言う声あり)

○議 長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時42分

○議 長 再開いたします。

それでは、討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表して、報告第4号 専決処分について（調停の申し立て等）を承認する立場で討論いたします。

先ほどの2件につきましては、第179条を理由として不承認の立場でありましたが、誤解がないように、報告第4号については法第180条で、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは普通地方公共団体の長においてこれを専決処分することができる。それに基づいて議決をしております。市長の専決事項の指定ということで、昭和48年3月29日に市長の専決事項の指定ということで記として4項目定められ、その中の第1件目の中に調停の仲裁に関することが入っておりますので、及び専決された中身については不承認とするものではございませんので、承認いたします。

○議 長 ただいまの清水議員の討論の発言でございますが、この議案は承認をするというべき議案ではない。あくまでも報告済みという議案でありますので、冒頭に清水議員の発言は承認をする立場での討論というご発言がありましたが、この場合はいわゆる討論ということでの発言という

ふうにとどめたいというふうに思います。

(「議事進行」と言う声あり)

○議長 清水議員。

○清水議員 議事について確認を求めたいと思います。

第179条第3項で、前2項の規定による措置については、普通地方公共団体の長は次の議会においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。一方、第180条では、議会に報告しなければならないで終わっております。その承認を求めなければならないとされています。私は、同じ専決で2つ目の議会の承認が必要というふうに理解をしておりましたが、第180条については報告は必要がないということだというふうに確認してよろしいでしょうか。

○議長 長 この場合、第180条を適用しておりますので、承認の可否は問わないということでの報告済みということでご理解いただきたいと思います。

それでは、報告第4号は報告済みといたします。

◎日程第22 報告第5号 専決処分について（滝川市税条例等の一部を改正する条例）

○議長 長 日程第22、報告第5号 専決処分について（滝川市税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、報告第5号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして報告し、承認を求めたいとするものでございます。

専決事項は滝川市税条例等の一部を改正する条例、専決処分年月日は平成27年3月31日でございます。専決理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、この法律改正に伴いまして、本年度におきます市税の賦課事務や市民の申請、申告等に支障を来すということから、改正の一部につきまして専決処分をさせていただいたところでございます。

初めに、平成27年度の地方税法の改正のうち、今回の専決処分に係る要点について申し上げます。1点目は、市民税に関するもの、ふるさと納税ワンストップ特例の創設です。確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に確定申告をせずにワンストップで寄附金税額控除を受けられる特例を講じるほか、特例控除額の拡充として個人住民税のふるさと納税に係る特例控除額の上限を所得割額の1割から2割に拡充する改正です。2点目は、固定資産税と都市計画税に関するものとして、土地の負担調整措置について現行の仕組みを3年延長する改正でございます。3点目、軽自動車税に関するものとして、原動機付自転車及び2輪車等に係る税率の引き上げ時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期する改正でございます。4点目、国民健康保険税に関するものとして、課税限度額を引き上げ、軽減措置については5割軽減と2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準額を引き上げて、軽減対象者を拡充する改正でございます。

以上4点が主な内容でございますが、改正条例の内容を簡潔にご説明申し上げたいと思いますが、

少し長くなります。報告第5号の参考資料、滝川市税条例等の一部を改正する条例改正要旨をごらんいただきたいと思います。1つ目、第1条関係、滝川市税条例の一部改正です。第31条は、法人の事業税における資本割である資本金等の額の見直しに伴う法人市民税における均等割の税率適用区分の基準であります資本金等の額に係る改正です。これは、地方税法の改正によりまして道民税であります法人事業税における資本割の課税標準であります資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合と、後者の額を課税標準とするということで見直されたことに伴いまして、法人市民税におきます均等割の税率区分の基準額でございます資本金等の額も法人の事業税における資本割の課税標準の額とする改正でございます。

第47条及び第49条につきましては、地方税法の改正に伴う条文整理。

第50条は、市民税に係る納税義務者の減免申請に係る申請期間を延長する改正です。具体的には、現行の納期限前7日前までの申請期間を納期限までに延長するものでございます。なお、同様の改正につきましては、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税及び国民健康保険税においても行うものでございます。

続きまして、第56条及び第58条は、地方税の法改正に伴う条文整理。

第70条は、固定資産税に係る納税義務者の減免申請に係る申請期間を延長する改正でございます。

第88条及び第89条は、軽自動車税に係る納税義務者の減免申請に係る申請期間を延長する改正です。

第128条の11は、特別土地保有税に係る納税義務者の減免申請に係ります申請期間を延長する改正です。

第129条は、税法の改正に伴う条文整理。

第138条は、国民健康保険税の課税額の改正でございますが、被保険者間の負担の公平、また中間所得者層の負担を軽減するために、また第2項は国民健康保険税の医療分の課税限度額を51万円を52万円に、第3項は後期高齢者支援金等分の課税限度額16万円を17万円に、第4項は介護納付金分の課税限度額14万円を16万円に改正するものでございます。

第161条は、第138条の課税限度額の改正に伴います条文整理、国民健康保険税の減額と改正ですが、中間所得者層の保険料負担を軽減するため、現行の2割軽減と5割軽減に係る軽減判定所得の基準額の見直しを行いまして、軽減対象範囲を拡充する改正でございます。

第163条は、国民健康保険税に係る納税義務者の減免申請に係る申請期間を延長する改正です。

附則第9条は、ふるさと納税において個人市民税の寄附金控除額に係る申告特例を定めるための条文の追加です。地方税法の改正に伴い、確定申告が不要な給与所得者等について確定申告をしないと寄附金控除が受けられないという点がふるさと納税をちゅうちよする原因の一つであるという可能性があることから、ふるさと納税先の団体に申請することによってふるさと納税における寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みを創設するための改正でございます。

次に、附則第9条の2、前条の申告特例に伴う所得割からの控除について定めるための条文の追加でございます。これらに関しまして、地方税法上、地方創生を推進するため、個人住民税の特例

控除額の上限を個人住民税所得割の1割から2割に拡充する改正も行われているところであります。

附則第10条の2、地方税法の改正に伴う条文整理。

附則第11条から第13条までは、土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する関係規定で、適用期間を3年延長するという改正と文言整理でございます。

附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例について適用期間を3年延長する改正です。

附則第30条は、地方税法の改正に伴う条文整理。

附則第31条及び第32条は、土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税に関する関係規定で、適用期間を3年延長する改正でございます。

附則第34条は、地方税法の改正に伴う条文整理です。

以上が第1条関係、滝川市税条例の一部改正に係る説明でございます。

続きまして、第2条関係、滝川市税条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

昨年26年の第3回市議会定例会で議決をいただきました滝川市税条例の一部を改正する条例についての一部改正です。引き続き、報告第5号参考資料、滝川市税条例等の一部を改正する条例改正要旨をごらんいただきたいと思っております。

附則第1条は、軽自動車税に関する改正の施行期日につきまして、このたびの地方税法等の一部を改正する法律によりまして27年度分の軽自動車税から適用することとしておりました原動機付自転車及び2輪車等の税率については28年度分の軽自動車税から適用となったことから、同様の措置を講ずるための改正でございます。

附則第3条は、第1条の改正に伴う軽自動車税の経過措置に係る条文整理及び条文の追加でございます。具体的には、第1条の改正により原動機付自転車及び2輪車等の超過税率が税制上不均衡な課税ということで、見直すために当該車両に対しまして法改正前の標準税率に読みかえることとして改正したところでございます。

次に、附則でございます。滝川市税条例等の一部を改正する条例の5ページをお開き願います。附則、第1条は施行期日で、条例改正案第1条の滝川市税条例の一部改正関係については平成27年4月1日、第2条の滝川市税条例の一部を改正する条例の一部改正関係につきましては公布の日、平成27年3月31日からの施行といたしました。

附則第2条は市民税、第3条は固定資産税、第4条は都市計画税、第5条は国民健康保険税に係る経過措置についての規定でございます。

以上、説明が長くなりましたが、報告第5号の説明とさせていただきます。ご承認についてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長　　長　　ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前11時57分

再開　午前11時58分

○議 長 それでは、会議を再開いたします。

間もなく12時でございます。この議案の質疑、討論に関しましては、午後からといたします。

それでは、午後の開会は13時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 0時59分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告第5号の質疑に入ります。質疑ございますか。館内議員。

○館内議員 日本共産党の館内です。私は、報告第5号 専決処分について（滝川市税条例等の一部を改正する条例）について質疑したいと思います。

まずは、大きな1点目、参考資料2ページで国民健康保険の課税額について第183条について伺います。国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を51万円から52万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を14万円から16万円にする改正です。改正内容は、一部市民の負担増になるものです。最大で上限が81万円から85万円に増額されます。このような市民生活に悪影響となる改正を臨時議会を開かずに専決したことは問題であると考えますが、その点は質疑しません。1つ目、限度額が上がることで何世帯が影響を受けるか。2つ目、道内の35市では条例の限度額を法律以下に定めている議会があると聞いていますが、どのように把握していますか。3つ目、この10年間で限度額が幾ら上がっていますか。

大きな2つ目は、同じく2ページの第89条、身体障がい者に対する軽自動車税及び第163条、国保税の減免について伺います。1、減免された台数の平成26年度の実績を伺います。また、今回の法改正によって減免台数はどれだけふえると見込んでいますか。2つ目、そもそも法改正の趣旨は減免申請をしやすいうにすることと考えるが、滝川市は軽自動車の減免制度をどのように障がい者に知らせているのか、また知られているのか、実態について伺います。3番目、同様に、第163条、国保税の減免申請の周知方法と市民に知られているか、実態について伺います。

○議 長 館内議員の質疑に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいまのご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、国民健康保険税の課税限度額が上がることで何世帯に影響があるかというご質疑でございます。4万円上がるわけでございますが、4万円上がる世帯が46世帯、4万円までもいきませんが、4万円未満の増額世帯が84世帯、調定額合計ではおおむね355万円ちょっとということで試算をしております。

続きまして、道内35市の状況ということでございます。市民生活部のほうで独自調査をいたしておりまして、条例の限度額を法律以下に定めている市があるというところでございますが、法定限度額以下の市が3市でございます。私どもの調べでは三笠市、小樽市、苫小牧市というふうになっ

てございました。

続きまして、3番目です。軽自動車税の関係でございますが、減免された台数、26年度の実績と……

○議長 長 館部長、3点目の質疑にこの10年間で限度額が幾ら上がっているかという質疑がございました。

○市民生活部長 10年間というご質疑ですが、私の手元には20年度からの部分でございますので、平成20年度からでございますと今回で17万円上がっております。

それから、軽自動車税の関係でございます。減免対象の実績の質疑ですが、26年度におきます減免決定数につきましては144件、そのうち身体障がい者等に係るものとして125件、また公益のため直接専用するという減免もございまして、それが19件、また申請を受理して審査によって却下した件数はありません。また、これまでも申請期限に間に合わなかったという例もございません。このたびの改正につきましては、申請のしやすい環境を整えるということが目的でございます。申請期間の延長によって減免台数が増加するという点については、考えていないというところでございます。

また、軽自動車税に対する減免の周知ということでございますが、基本的には広報、また公式ホームページによる周知を行っているところでございます。また、前年度申請者の方に対しては、納税通知書発送時に申請書を同封します。また、さきに減免相談を受けた方についても、事前に関係書類等を確認して減免要件を満たすというふうに見込まれる方に対しても同様の方法で同封しているということでございます。申請書未提出者の方に対しては、個々に提出依頼も行っているところであります。また、市役所内部の連携ということで、保健福祉部福祉課と連携いたしまして、障害者手帳の新規交付者に対しまして障がい福祉のしおりを配付、説明する中で軽自動車税の減免について周知を行ってきております。適切な周知に努めていますし、今後も努めていきたいというふうを考えています。

最後に、国民健康保険税の減免申請の周知ということでございます。公式ホームページで既に4月にアップしてございます。広報については、国保全体の賦課が6月でございますので、6月号で予定しているのですが、減免については今窓口に大きなポスターを掲示いたしておりますし、窓口に来た方にチラシをお配りする。それから、相談に来られた方に対しても、当然ですが、手渡しをして説明をしているところでございます。

以上です。

○議長 長 再質疑ございますか。館内議員。

○館内議員 今教えていただきました軽自動車税に関する、また障がい者に対する減免であったりとか、その部分徹底されている様子ですので、本当によいことだと思えました。また、国保税の基礎課税額について、今のご時世、市民の方も苦しい生活されている方も多いと聞いておりますので、その点本当に頑張ってくださいと思いました。

(「質問は」と言う声あり)

(「頑張れ」と言う声あり)

○議長 先ほど6点の質疑をいただきまして、その6点の中で1点でも再度質疑をされるという中身のものはございませんか。

○館内議員 道内の35市の中で条例の限度額を法律以下に定めているところが三笠市と小樽市と苫小牧市というところで、ぜひ滝川市でも……

○議長 本来であれば、質疑というのは必ず理事者側に答弁を伺うということが本来であります。もし今のご発言の後特に質疑がないようであれば、そのまま終わっていただいてもよろしいです。

○館内議員 では、終わらせていただきます。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 済みません。先ほど答弁させていただきましたけれども、ちょっとつけ加えさせていただきますと思います。

今お話のあった法定限度額以下の市ということで、以下に設定しているところは3市なのですが、1年おくれで限度額を設定するところがありますので、その市が7市ありますので、細かく言えば全体的に10市ほどあるということでございます。1年おくれの市があるということもつけ加えさせていただきますと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ただいまの館内議員の質疑の趣旨の再質疑のような形のような内容になります。

まず、1点目は、道内他市の事例を見ても国の法定限度額に設定しない自治体があると、しかし滝川市は常にというか、過去必ず法定限度に設定してきたのだろうというふうに思うのです。その理由について伺います。

2点目は、過去7年間の増額について17万円、これは平成17年、10年前と比較すると24万円増なのです。27年度の試算では所管の説明によりますと八百二十数万円の収入、所得でいうと600万円台という方がこの該当者になるのです。国保の加入世帯に対する割合でいうと、6,500、600という加入ですから、先ほどのご答弁の46と84、これを加えると130世帯です。約2パーセントと、50世帯に1世帯しか上がらないと言えそう言えるのですが、主に農業を中心としたいわゆる自営業、会社形態でない、法人形態ではない自営業の方がこれに該当されるのだろうということであると、800万円そこそこの方々が課税限度が85万円ですから、収入の1割を今回超えるのです。かつては6パーセント、7パーセントという状態だったものが1割を超えるということで、家計に対する影響は甚大だと。際限なく上げていくという今の状態では該当される世帯には大変厳しいのではないかと思います。今回の設定に当たってこれら世帯に対する影響をどのようにお考えになったのか。

2点です。

○議長 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 1番目のご質疑ですけれども、法定限度額、なぜ税法の改正によって滝川市も行うのかという部分については、国保税全体の財政の問題もありますけれども、法定限度額に合わせないことによりまして、ご承知かと思えますけれども、国の特別調整交付金、これは経営姿勢を問

われるものですが、こういった部分が入ってこないという部分もありますけれども、また議員ご承知のとおり、国の考え方も国民健康保険以外のいわゆる被用者保険と言われる保険、その部分で超過の部分、限度額超過している方々の割合が1パーセントから1.5パーセントというところで、国民健康保険もそれに近づけなければということで考えられております。国民健康保険の場合はまだその辺までいってはいないのですけれども、今後について所得の多い方がそれなりのご負担いただくという考えは仕方がないことですが、ほかの保険とのバランスもありますので、その辺は国も考えてやっているというふうに思います。また、ここの部分で改正をしていかなければ影響があるのは中間所得者層の方々に影響が出てくるということもありますので、そういったことを勘案しながら、国の法定限度額でいこうということで当市は考えているということでございます。

両方一遍にお答えしたような感じなのですが、確かに負担される方は大変だなというふうには思います。

○議長 清水議員。

○清水議員 まず、法定限度額に合わせるという、その理由について3つ挙げられたと思います。このうち、常に国保税を決めていく場合、限度額だけでなく国保税そのものを決める場合に一般会計からの繰り入れをしないとかいうときもその理由になるのが特別調整交付金が入ってこないという、この言葉なのですが、これまでの答弁では特別調整交付金については約50項目あると。入ってこないというのは明らかに事実ではないのです。特別調整交付金が幾ら減るかという話なのです。しかも、滝川市として総額で7,000万円ぐらいだったのかな、特別調整交付金、そのうち50項目あるわけだから、このうちの50分の1の項目だけで本当にペナルティーはどれぐらい来るのだというようなことについて量的な検討をされた経過について伺いたいと思います。

2点目は、その影響なのですが、もちろん大変だというご答弁でわかるのですが、中間層という表現がされましたけれども、非常に漠然とした対象なのです。この2パーセントの130世帯がどんな世帯かというのを、個別にやっているわけではないですから、想定はなかなかできないのですけれども、しかし年金だけ世帯でないことは大体ははっきりするのです。そうすると20代でもないだろうと、そうすると30代、40代、50代、つまり働き盛り、子育てを一生懸命やって、かつ親も80とか、親の介護なんかも入ってくる、そういう世帯が私には浮かび上がってくるのです。そういうことでいえば、大変な世帯だと。わかりませんよ、被用者の保険との比較でいえば、健康保険の対象に挙げられましたけれども、健康保険の上限って何億円の収入があっても恐らく入られるのだと思うのですが、これ事実と違えばわかりません。これとの比較で1.5パーセントに設定するというのは、これはちょっと比較対照にすべきものではないので、先ほど言ったようなまさに働き盛り、子育て盛りの世帯を思い浮かべて、私は上げないという選択をする必要があるのではないかと思います。お考えを伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 まず、特別調整交付金の関係でございます。先ほどいろんな項目があるとおっしゃられておりますので、課税限度額の関係については、例えばこの特別調整交付金の経営姿勢分と

というのはマルかバツかの世界でございます。26年度実績でいきますと4,800万円程度ということで、まずそれが入ってこないというところにはなりません。それが最初のご質疑でございます。

それから、中間所得者層というところでもありますけれども、実際に今データは持っていませんが、どの部分をいうのかというところもありますけれども、先ほど申しあげました国の限度額の引き上げの考え方はそうですということで申しあげました。私どもが1.5パーセントに近づきたいという話ではありませんので、地方税法の改正の考え方はそうですということでお話を申しあげました。全体を見て、一般会計から法定外繰り入れするとか、そういった部分で要するに保険料を下げられないのかというお考えだと思いますけれども、それについては今現時点では考えはありません。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今50項目のうち、これについてはマルかバツかという評価基準なので、4,800万円がゼロになるというご答弁だったと思うのです。私は平成26年度特別調整交付金経営姿勢状況調査項目という中身をずっと見ていますけれども、この中の限度額を国に従うかどうかということについて私が見た限りではそういった項目はないのです。先ほど経営姿勢だというふうに言われたので、恐らくこれに入ってくるはずなのです。しかし、載っていないと。載っていないけれどもそういう項目があるのだということでいえば、私が持っているのだから、平成26年度で特別調整交付金の経営姿勢状況調査項目のどういうもので具体的に限度額がマルかバツかということで評価されて、その場合4,800万円がゼロになるということについてお示しをいただきたい。

それと、もう一度本当にゼロになるのかを確認したいと思います。逆に言えば、10市は、滝川でいう4,800万円、それぞれ人口に見合った金額です。そういったところはゼロになっても、350万円のためにゼロになるのですよ、それは賢いとはとても言えないのです。それだったら、350万円は上げて、別のところで調整するということを考えるのがごくごく普通です。今の部長の4,800万円がゼロになるというのはちょっと理解に苦しむのですが、本当にそうなのか確認します。

○議 長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時29分

○議 長 会議を再開いたします。

市民生活部長。

○市民生活部長 お待たせしました。

この関係については担当ともきのうも話を伺っているのですが、特別調整交付金の積算についてはポイントというのがあります。先ほどおっしゃっていた50項目とかのポイントの加算というのがありまして、ほとんどの自治体が満度のポイントを持っています。限度額についてのポイントってかなり高くなっておりまして、先ほど申しあげましたけれども、法定限度額によらない場

合はゼロか4, 800万円かというところは間違いないということでございます。それによらないところは、もらっていないということでございます。

以上です。

(「もう3回終わったのですけれども、前回の議会でもあったのですけれども、要するに間違い答弁の可能性があるので、もう一度よろしいですか」と言う声あり)

(「いや、それはおかしい」と言う声あり)

(「いやいや、仮にこれ間違っていたらどうします」と言う声あり)

○議 長 そういう前提に立った議事の進め方はできませんので、これは3回で……

(「もう要らないから、無視したほうがいいですよ」と言う声あり)

○議 長 一応終わりとさせていただきます。

そのほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表して、報告第5号 専決処分について(滝川市税条例等の一部を改正する条例)を不承認の立場で討論を行います。

不承認の理由については、大きく2点あります。まず、1点目は、国の法定限度額にそろえなければペナルティーで特別調整交付金が4, 800万円のところゼロになるというご答弁についてです。ただいまのご答弁では、可能性として他の項目で既にマイナス100を割っていると、そういうところはさらに下がってもゼロはゼロなのです。そういうことでいえば、ゼロな……

(「質問じゃないの」と言う声あり)

○清水議員 いや、討論です。マイナスがゼロの段階の滝川市がこれをすることによってゼロになるという証明には私はならないと考えます。そこで、今後この問題については他の国保税の検討する場合も常につきまとう問題ですから、今の他市はほかとの組み合わせでたまたまゼロになっている可能性がありますので、これについては十分な検討を求めたいと思います。

2点目、これは他の被用者保険との整合性をつけるために最高限度額を上げることはやむなしという考えについてですが、滝川市の国保税の加入者で数千万円とか億単位の収入を上げている方は恐らく10指には至らないという中で、八百二十数万円という本当に普通の収入の自営業者が10年間に24万円もの負担増になる。これは、やはり行き過ぎがもう既に生じているというふうに考えます。そういう点で、そういった世帯に対する配慮に欠けるものであるということ。

以上2点を理由に不承認といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより報告第5号を起立により採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、報告第5号は承認することに決しました。

◎日程第23 報告第6号 専決処分について（滝川市介護保険条例の一部を改正する条例）

○議長 長 日程第23、報告第6号 専決処分について（滝川市介護保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました報告第6号 専決処分についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

専決事項は介護保険条例の一部を改正する条例で、専決処分年月日は4月10日でございます。

条例制定の趣旨につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行により、平成27年4月から介護保険法施行令第38条第1項第1号に規定する低所得者に係る介護保険料について公費を投入してこの軽減強化を行うこととされたことに伴いまして改正するものでございます。

改正内容につきましてご説明申し上げます。新旧対照表をお開き願います。第5条の改正は、第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの介護保険料を2万9,400円と定めているところですが、これを減額し、2万6,460円と規定するため、第2項を追加するものでございます。

第7条の改正は、第5条の改正に伴う文言の整理でございます。

附則につきましては、第1項は、この条例の施行日を公布の日から施行とし、平成27年4月1日に遡及し、適用したいとするものでございます。

第2項は、第5条の改正に伴う経過措置を規定したものでございます。

以上を申し上げます。報告第6号の説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 日本共産党を代表して、報告第6号 専決処分について（滝川市介護保険条例の一部を改正する条例）を不承認の立場で討論を行います。

内容については、報告第2号と同様でありますので、省略いたします。

○議長 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより報告第6号を起立により採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、報告第6号は承認することに決しました。

◎日程第24 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 長 日程第24、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第1回臨時会以降における閉会中継続調査等の申し出がございました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎経済部長挨拶

○議長 長 ここで、副市長の選任に同意いたしました千田経済部長から挨拶の申し出がございしますので、これを許したいと思います。経済部長。

○経済部長 午前中の副市長の選任に対しましてご同意いただきました千田でございます。議長の特別なお計らいでご挨拶の場をいただきましたので、ここで一言ご挨拶させていただきたいと思っております。

まずもって、副市長の選任をいただきまして、心よりお礼を申し上げます。前田市政が2年目で大変な時期であります。私としましては、市長の補佐という重責の重さ、そして多難な案件の中で自分が何ができるかと、そういうことを考えますと非常に緊張しているところでございます。しかし、市長が常日ごろからおっしゃっていますけれども、仕事を完遂するにはオール滝川で取り組まなければならない時代でございますし、市役所の総合力が求められるというふうにおっしゃっています。これは、まさに私も同じ思いでございます。その総合力で、これからの時代を見据えながら、微力ではございますけれども、市長の補佐役として全職員とともに難局を乗り越え、次の世代のために精いっぱい頑張っていきたいと思いますので、議会の皆様には今後ともこれまで以上のご指導、ご鞭撻、あるいは市民の方のご協力、ご支援をお願い申し上げまして、言葉は足りませんが、ご挨拶

にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎閉会宣告

○議長 本臨時会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成27年第1回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 1時40分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員